

働き方改革の取り組み

➤ 業務の履行期限の平準化

前回の指摘事項

■平成30年第1回業務・マネジメント部会(平成30年11月29日)における指摘事項

- 履行期限は従来からフォローできる定量的な数字であるが、そもそもの目的を考えると、個々の業務、タスクにおいてマイルストーンが散らばっていれば、必ずしも履行期限にこだわる必要はないのではないか。
- 目標設定をどのようにするかが重要。現状は3月が50%、1～2月が25%に設定されているが、3月を30%、1～2月を20%として達成できないか検討していただきたい。また、ウィークリースタンスの実効性をどう高めるかが重要。
- 平準化の目標を完了月にするのは良いと思う。ただし、どうやって実現するのか、コントロールするのが課題。各地方整備局等はどのような施策をしようとしているのか。
- 予算要求する段階から、どの業務をもっと早く、どの業務をもっと遅く終わらせるかという調整をするべき。
- 地方整備局や事務所の独自の取組や実施効果を国土交通省全体で共有すべき。
- 工事の平準化や業務の平準化だけでなく、発注者の働き方改革による生産性向上も一緒に考えるべき。
- これからの問題として、罰則規定があるため、労働時間の遵守がより求められるが、そのためにサービス残業が増加し、環境が劣悪化することで技術者の処遇が悪くなり業界の人气が下がるなど悪循環が懸念される。たとえば予算の半分以上を9月納期にする案や、成果が途中段階でも仮検査・仮払いを行う案、欧米のフレームワークのように複数年複数業者との合意や契約する案など、数値目標だけではなく、従来取り組んでいないことについて検討すべき。

時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u>(労基法33条)</p>	<p>《同左》</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
↓ 36協定の 限度	<p>《厚生労働大臣告示:強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)</p> <p>(2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u></p>	<p>《労働基準法改正により法定:罰則付き》(中小企業は1年の猶予)</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u></p> <p>① 年 720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも</u></p> <p><u>上回ることの出来ない上限を設定</u></p> <p>a.2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)</p> <p>b.単月 100時間未満(休日出勤を含む)</p> <p>c.原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・<u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u></p> <p><small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small></p>

◆ 取組の全体像

受発注者協働の取組に加え、協会および企業が独自に取組を行っている

行動主体	取組項目	具体施策
受発注者	業務量の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発注、適正工期、2カ年国債・ゼロ国債活用 (建コン協の納期分散目標は第4四半期50%以下、3月30%以下)
	業務遂行プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィークリースタンス(平成30年度から全地整でウィークリースタンスの適用範囲が大きく拡大) ・業務スケジュール管理表(計画系業務スケジュール管理表の提案) ・ICT技術活用(Web会議を沖縄総合事務局で試行。今後、運用ガイドライン作成予定) ・BIM/CIM普及推進(ハンズオン型講習に約320名、ICTセミナーに約400名が参加。 BIM/CIM事例集作成)
受注者 (建コン協)	発注者との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会における要望と提案
	働き方改革キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進本部 ・協会員一斉ノー残業デー
	建設コンサルタント広報 (担い手確保のための)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パンフレット、ビデオ、HP、広報誌 ・大学、高専業界説明 ・フォトコンテスト ・地域貢献
	各企業の施策の水平展開	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革セミナー、関連情報HP掲載
受注者 (企業)	役職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムマネジメント研修(意識向上) ・ノー残業デー ・深夜残業禁止(PC自動シャットダウン)
	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定社員 ・時間限定社員 ・時差出勤 ・フレックスタイム ・時間単位有給休暇 ・テレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス)
	技術者確保	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者増員(新規採用、中途採用) ・離職防止
	生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用(RPA、AI、モバイル、クラウド) ・BIM/CIM
	労働時間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイム残業管理システム ・PC自動シャットダウン、PCアラーム表示

◆ 計画系業務スケジュール管理表の提案

【提案の背景】

- ① 詳細設計業務では、業務スケジュール管理表の適用が義務化
- ② 計画系業務の生産性向上のためには、手戻りや業務集中による深夜残業等が多い計画系業務へも業務スケジュール管理表の適用が必要
- ③ 九州地整では平成29年度から、全業務への適用を義務化(特記仕様書に明記)

【計画系業務スケジュール管理表の考え方】

- ① 計画系業務特有の業務課題(標準歩掛がない、手戻りが多い、業務集中による深夜残業の発生等)を踏まえ、詳細設計業務のスケジュール管理表とは異なる様式と運用方法が必要
- ② 委員会、他機関協議などのマイルストーンの明示と受発注者の役割の明確化が必要
- ③ スケジュール管理表の作成や変更が大きな負担にならないように様式と更新方法の工夫が必要
- ④ 業務スケジュール管理表を運用・更新することで設計変更も円滑に実現

【提案の概要(これまで)】

1. 計画系業務スケジュール管理表様式

- ① 九州地整での書式を基に、建コン協案を提案
- ② 国交省と協議し国交省案に基づくことを決定

2. 計画系業務スケジュール管理表運用方法

以下のような運用方法を想定している。

① 記載すべきマイルストーン

・マイルストーンは条件決定、検証終了など業務進捗上の重要ポイントとともに、「委員会」「対外協議」「本省提出」など重要なイベントを明記

② 業務スケジュール管理表の更新時期

・打合せ時点、マイルストーン到達時点、変更事象が生じた時点等で更新

・打合せ協議に先立ち、更新した管理表を事前にメールにて共有する

③ 履歴の保管

・ファイル更新は上書きせずに、履歴を保管する

【今後の予定】

- ① 国交省(国総研)作成の計画系業務スケジュール管理表をベースに、本省、国総研、建コン協の3者による協議を予定(様式・運用)

参考資料に国交省様式への建コン協の意見を整理

- ② 平成31年度業務からの試行運用を目指す

- ③ 協会会員企業への周知を進める上で、「管理表」活用事例を作成する(「事業評価資料作成業務」など、通年にわたり実施し、かつ、委員会や本省確認があるもの)

参考資料

計画系業務スケジュール管理表

【概要】			
業務名	〇〇管内交通量検討業務	管理技術者	〇〇〇〇
発注者名	△△株式会社	調査技術者	△△△△
契約額	¥10,000,000円(消費税別)	担当技術者(1)	□□□□
工期(台)	2019/7/1 (変更工期)	担当技術者(2)	◇◇◇◇
工期(至)	2020/3/25	担当技術者(3)	▽▽▽▽

■ 計画
■ 実績

【スケジュール】		実施状況	区分	着手日 上段:計画 下段:実績	着手日 上段:計画 下段:実績	期間	2019年												2020年			備考
作業項目							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
マイルストーン																						
打合せ	【事務局(△)・局(○)・本省(◇)・委員会または検討会等(●)】	実施中	計画																			
計画準備		完了	計画	7月1日	8月8日	38																
基礎資料収集	資料収集及び整理	完了	実施	7月5日	8月8日	34																
交通量配分データの作成	〇〇表・ゾーニング分割・交通量配分用道路網作成	完了	計画	8月1日	10月20日	80																
交通量配分	現状再現配分計算・将来配分計算・集計整理	実施中	計画	8月20日	12月29日	131																
配分結果の整理	階層階等のデータ整理	未着手	計画	1月5日	1月31日	26																
報告書作成		未着手	計画	2月1日	2月28日	27																
閉業		未着手	計画			0																

調査技術者、担当者(3人)も追加

【作業事項及び対応状況等】

NO.	打合せ協議	実施日	作業項目	作業担当		期限	完了	変更事項 増/減/完了	備考
				発注者	受注者				
1		7月1日	着手時契約書類(テクリス・経歴書・技術者等)		○		○	—	
2	第1回	7月1日	業務計画書(案)作成・提出		○		○	—	
3		7月5日	資料提示の依頼	○		7月5日	○	—	
4		7月5日	資料の受領		○		○	—	
5	第2回	7月20日	ゾーニング及び〇〇表分割の方針提示		○	8月5日	○	—	
6		7月20日	配分用道路網の作成について(配分ケースの設定等)		○	8月5日	○	—	
7	第3回	8月15日	ゾーニング及び〇〇表分割の確認	○		8月20日	○	—	
8		8月15日	配分用道路網の確認		○	8月20日	○	—	
9	第4回	9月15日	現状(再現)配分結果の提示		○	9月20日	○	—	
10		9月15日	将来配分ケースの増工依頼	○		12月29日	○	○	指示書で確認
11	第5回	1月上旬	将来配分結果の提示		○				
12	第6回	2月下旬	配分結果の集計報告		○				
13	第7回	1月下旬	データ分析結果の報告		○				
14	第8回	1月中旬	報告書等の成果品納品		○				

パーチャートの欄に持記仕様書に記載されている業務項目を記述。全体の工期の中で「どの業務項目がどの期間に作業を行うのか」を示すシンプルな表記とする。

当初契約業務と増減する項目を記述。

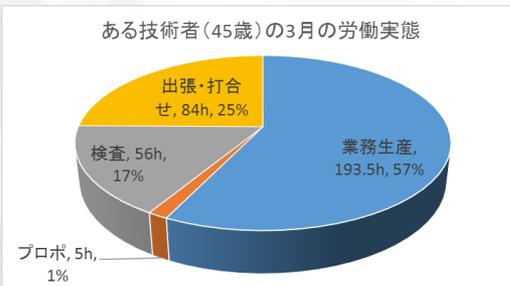
打合せ協議の時期と併記して、作業項目を確実に実施する。

作業担当と完了欄でどちらにボールがあるか明確にしておく。この場合は、受注者側にボールがある状態を示す。

【導入の背景】

①労働時間のうち移動時間が占める割合が大きい

労働時間における出張・打合せと検査に要する割合が**大きい**(特に3月)。



②ICT技術の進化

- Web会議のインフラが進化(通信、ソフト、ハード全て)

- 海外業務や災害対応等で採用実績が豊富

③改正労働基準法の施行(H31.4)

残業時間の上限規制順守が企業経営の前提

【導入により期待される効果】

①受注者のメリット

- 移動時間の短縮による生産性向上

②受発注者共通のメリット

- 多様な関係者(他分野の専門家、CIMオペレータなど)の参加による打合せの質の向上
- 打合せ日程の調整がよりやりやすくなるなど円滑な業務遂行に寄与

【Web会議の概要】

1. Web会議システムの概要

- ①インターネットを介して映像と音声を共有
- ②使用設備によってWeb会議とTV会議の2種類に大別

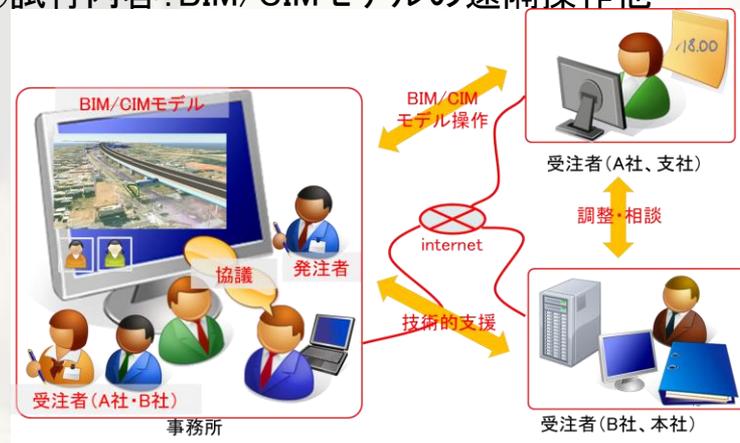
Web会議	任意の汎用機器及び場所	今年度試行
TV会議	固定の専用機器及び接続場所	—

2. 想定されるWeb会議システムの活用シーン

打合せ	打合せでの遠隔地からの参加	今年度試行
現地調査	踏査、定期点検時の遠隔指示	—
ヒアリング	プロポーザルのヒアリング	—

【試行の概要】

- ①試行日時:平成30年11月27日(第1回、以後継続)
- ②対象業務:沖縄総合事務局発注の道路橋の詳細設計業務(2社が区間を分けて受注)
- ③試行形態:Web会議による打合せへの遠隔参加
- ④試行内容:BIM/CIMモデルの遠隔操作他



【今後の展開】

- ①Web会議運用ガイドライン(案)の作成
- ②活用シーンの拡大と会議システムの標準化

【協会の取組状況】

1. 働き方改革推進本部の設置

協会長を本部長とする働き方改革推進本部を設置(2018/6)

2. 主な協会の活動

(1) 働き方改革セミナー開催(目的:協会内水平展開)

- ・5支部(近畿、北海道、九州、関東、東北)で開催
- ・延べ参加人数564名

セミナープログラム

- 働き方改革と労働生産性
 - ・省力化等による時間創出
 - ・革新による生産性向上
- 働き方改革の概要
 - ・関連法概要/協会の実態
- 事例紹介(各会場3社)



セミナーの様子



(2) 協会員一斉ノー残業デー

2014年から6月と10月をノー残業デー強化月間として、キャンペーン実施、あわせて各企業の取組状況をモニタリング(実施率9割以上)

(3) 意見交換会での要望と意見交換

地方ブロック意見交換会など、各団体との意見交換会で働き方改革に関する要望(業務量の平準化、ウィクリースタンス等)を行うとともに、具体策について意見交換を行った。

(4) 北九州市と「働き方改革推進協働宣言」

北九州市と建コン協九州支部他3団体が働き方改革推進に向け共同宣言(2018/10)「受発注者が相互に連携、協働し労働環境改善に向けた様々な課題の解決にあたる」ことが目的



【各企業の取組状況】

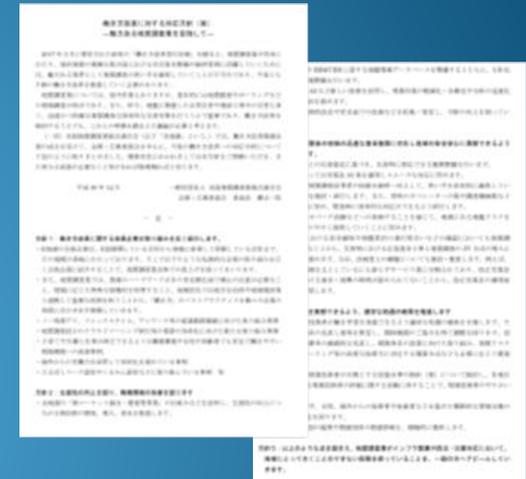
1. 各企業取組状況の概要

項目	内容
多様な働き方 (限定社員)	地域限定勤務社員、時間限定社員
多様な働き方 (勤務時間)	時差出勤(シフト勤務)、朝型勤務、時短勤務、フレックスタイム、時間単位有給休暇
多様な働き方 (勤務場所)	在宅勤務、サテライトオフィス、どこでもテレワーク
出産・育児支援 介護支援	休職支援、復職支援、再雇用支援、企業内保育園
労働時間管理	リアルタイム残業管理システム、PC自動シャットダウン、PCアラーム表示、強制消灯、生産効率向上手当
女性の活躍推進	行動計画・採用目標策定(女性活躍推進法関連)、女性管理職増加支援、女性の会活動等
シニア活躍推進	再雇用上限年齢の延長、定年延長、シニア技術特別職
ICTによる 生産性向上	モバイルPC・タブレット活用、AIやRPAによる効率化、TV会議システム
周知等支援 (ガイドブック)	WLB施策ハンドブック、妊娠・出産・育児・介護対応支援ブック

働き方改革に対する全地連の取組 ①

○「働き方改革に対する対応方針 —魅力ある地質調査業を目指して—」の策定

地質調査業が将来にわたり、地形地質の複雑な我が国における社会資本整備や維持管理に活躍していくためには、魅力ある業界として地質調査の担い手を確保していくことが不可欠であり、今後とも不断の働き方改革を推進していく必要があるとの認識のもと、企画・広報委員会において、平成30年12月に「働き方改革に対する対応方針 —魅力ある地質調査業を目指して—」を取りまとめました。
主な項目は以下の通りです。



- ①働き方改革に関する会員企業の取り組みを広く紹介します。
- ②生産性の向上を図り、職場環境の改善を図ります。
- ③防災や災害後の地域の迅速な復旧復興に対応し地域の安全安心に貢献できるように態勢を整備します。
- ④働き甲斐を実感できるよう、適切な処遇の確保を推進します。
- ⑤以上のような点を踏まえ、地質調査業がインフラ整備や防災・災害対応において、地域にとって欠くことのできない役割を担っていることを、一般の方へアピールしていきます。

働き方改革に対する全地連の取組 ②

○「働き方改革アンケート」の実施

働き方改革に関する会員企業の先進的な取り組みを広く紹介し、「働き方」のベストプラクティスを個々の企業の実情に合わせ水平展開することで、地質調査業全体での底上げを図っていくため、働き方改革アンケートを実施しています。

まずは、企画・広報委員の所属する企業に対しアンケートを実施し、報告書を会員企業に周知するとともに、現在会員企業全社を対象としたアンケートを実施してるところです。

働き方改革の項目	実施率	(実施+検討)率
ノー残業デー	100%	100%
妊娠、出産、育児への対応	100%	100%
介護への対応	100%	100%
人材採用に関する取組み	100%	100%
残業時間管理の方法（日報orタイムカードFor?）	86%	100%
健康管理の促進	86%	100%
完全週休2日制	86%	86%
残業時間削減の方法	71%	100%
有給休暇の取得促進	71%	100%
時短勤務（パートなど）	71%	71%
時差出勤	71%	71%
高齢者活用	57%	100%
社員の意識改革・教育	57%	100%
女性活躍推進	57%	100%
地域限定社員	43%	86%
えるぼし、くるみんの取得	43%	86%
職場環境の改善（働き方改革の取組み）	29%	100%
在宅勤務、テレワーク	29%	71%
協力会社や下請けへの指導	29%	57%
数量労働	29%	43%
高度プロフェッショナルやそれに類した職種	14%	14%
勤務間インターバル	0%	86%
フレックスタイム	0%	57%
同一労働・同一賃金の取組み	0%	57%
その他	14%	14%

○「新マーケット創出・提案型事業」による取組

「若手等が活躍する魅力ある地質調査とは」をテーマに勉強会方式による「新マーケット創出・提案型事業」を平成31年2月に開始しました。事業に参加する各社により、魅力的な「働き方」を最終的目標として、現場の手法や機械・資機材などの改善・改良を試行し発信していく予定です。

○ボーリングマシン・メーカーとの調整

ボーリングマシンの改善による地質調査の生産性の向上と現場環境の改善を目指し、全地連とボーリングマシン・メーカーとの協議会を平成31年度に実施する予定です。

働き方改革、担い手確保に向けた全測連の取組み

測量設計業を含めた建設関連業においては、労働環境が厳しく、経営環境も厳しい中で若手技術者が増えず、技術・技能の承継が困難な状況となってきました。

全測連では、測量設計業の担い手確保のためや社会からもっと認知していただけるよう、私たち自らも働き方改革への取組み、広報活動に取り組んでいます。

取組みの中で、以下に災害対応や女性の会等による働きやすい職場環境改善対応や、担い手確保のための取組みを紹介します。

○災害対応

- 災害時に被災現場、内業で時間外労働を含め、頑張っている技術者の労働環境の改善、モチベーション向上への取組み。
- ドローン等のICT技術の活用拡大に向けた取組み。



被災現場の調査状況

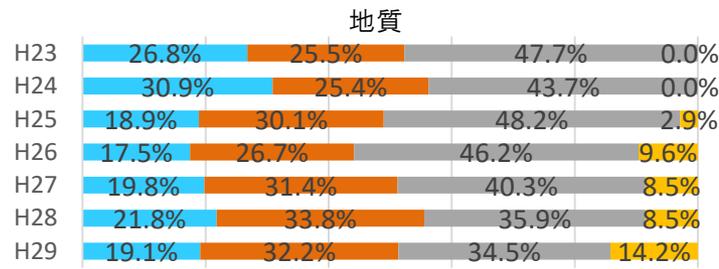
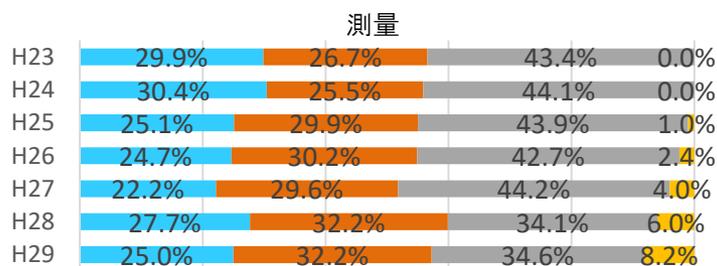
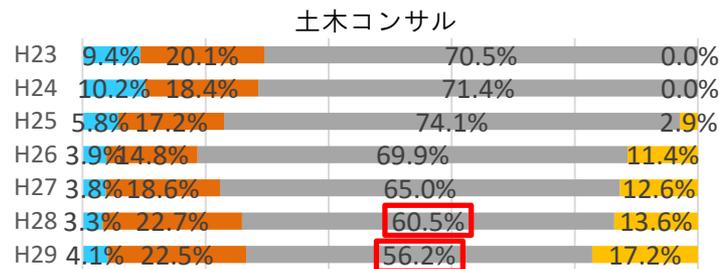
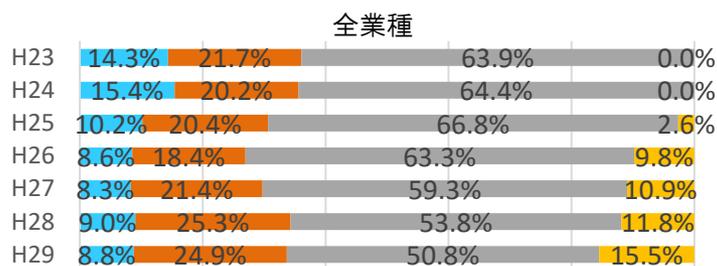
業務の履行期限の平準化(現状)

〇3月に履行期限を迎える業務件数の比率は、早期発注、繰越制度の活用等により着実に減少。

対象

- 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。
- ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

履行期限の状況	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	目標
4月～12月	14.3%	15.4%	10.2%	8.6%	8.3%	9.0%	8.8%	25%以上
1月～2月	21.7%	20.2%	20.4%	18.4%	21.4%	25.3%	24.9%	25%以上
3月	63.9%	64.4%	66.8%	63.3%	59.3%	53.8%	50.8%	50%以下
繰越	—	—	2.6%	9.8%	10.9%	11.8%	15.5%	—

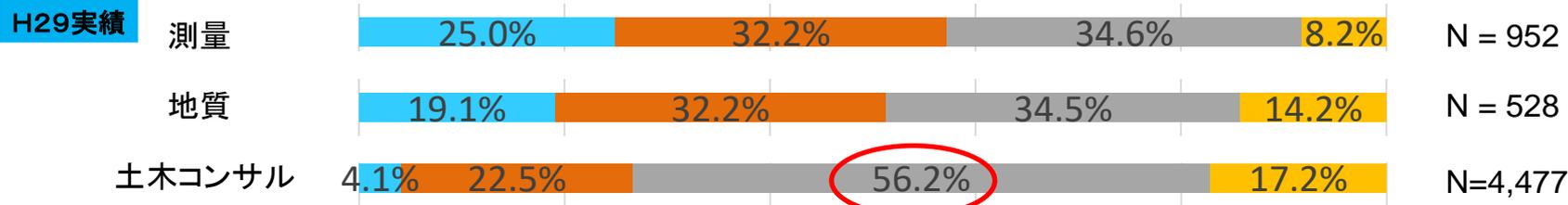


■ 12月まで ■ 1～2月 ■ 3月 ■ 繰越

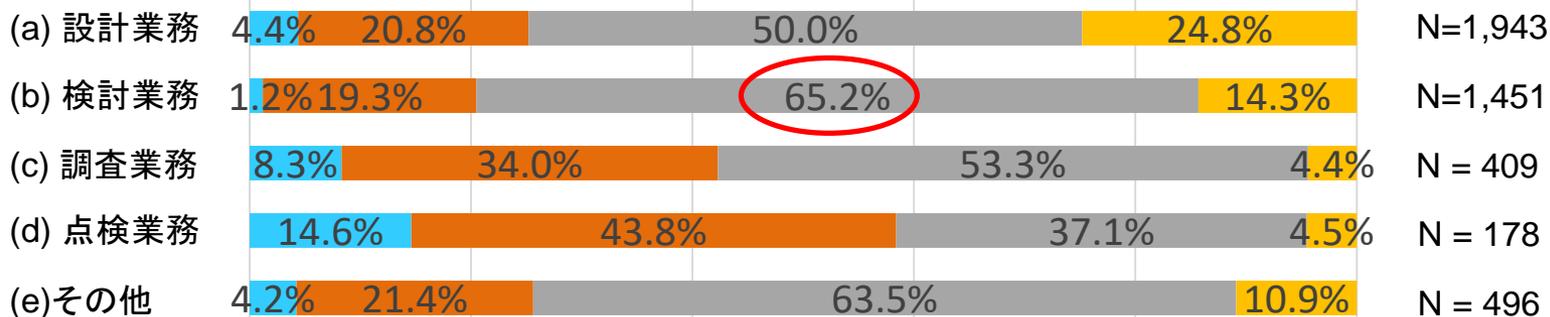
土木コンサル業務の種類別 履行期限状況(現状)

○業務全体のうち、測量・地質の3月に履行期限を迎える比率が約35%に比べ、土木コンサル業務は56.2%と高い状況。

○特に、土木コンサル業務のうち、検討業務は3月に履行期限を迎える比率が65.2%と最も高い。



土木コンサル 種類別



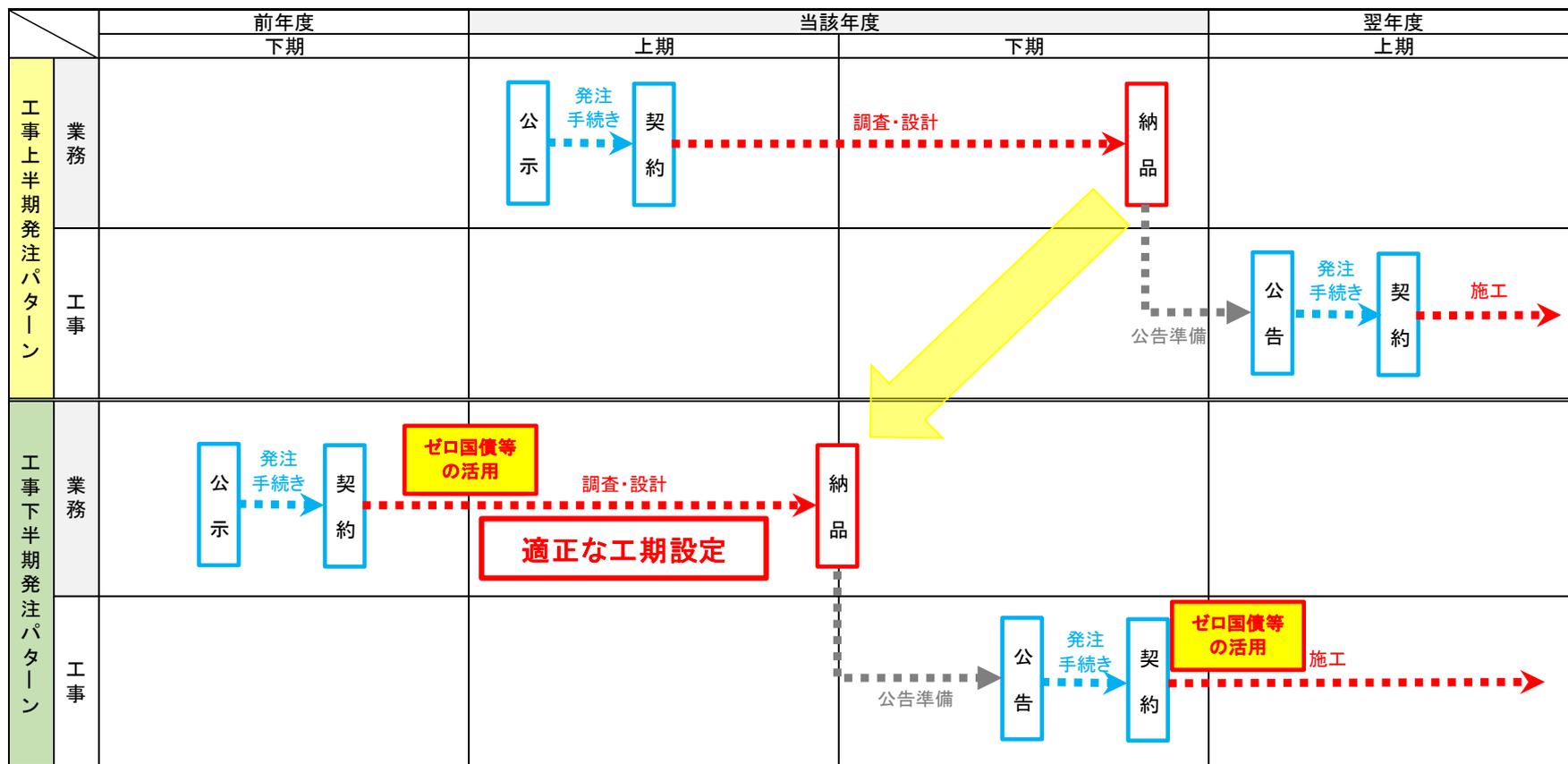
■ 12月まで ■ 1~2月 ■ 3月 ■ 繰越

(a) 設計業務	業務件名に「設計」を含む（詳細設計、予備設計、修正設計等）
(b) 検討業務	業務件名に「検討」を含む（計画検討、調査検討等） ※(a)を除く
(c) 調査業務	業務件名に「調査」を含む ※(a),(b)を除く
(d) 点検業務	業務件名に「点検」を含む ※(a),(b),(c)を除く
(e) その他	(a)~(d)以外のもの

業務サイクルの見直し

○ 国債工事に先行かつ連動して実施する設計業務(測量・地質調査等を含む)※にゼロ国債や2か年国債を活用し、更なる業務サイクルの見直しを検討。

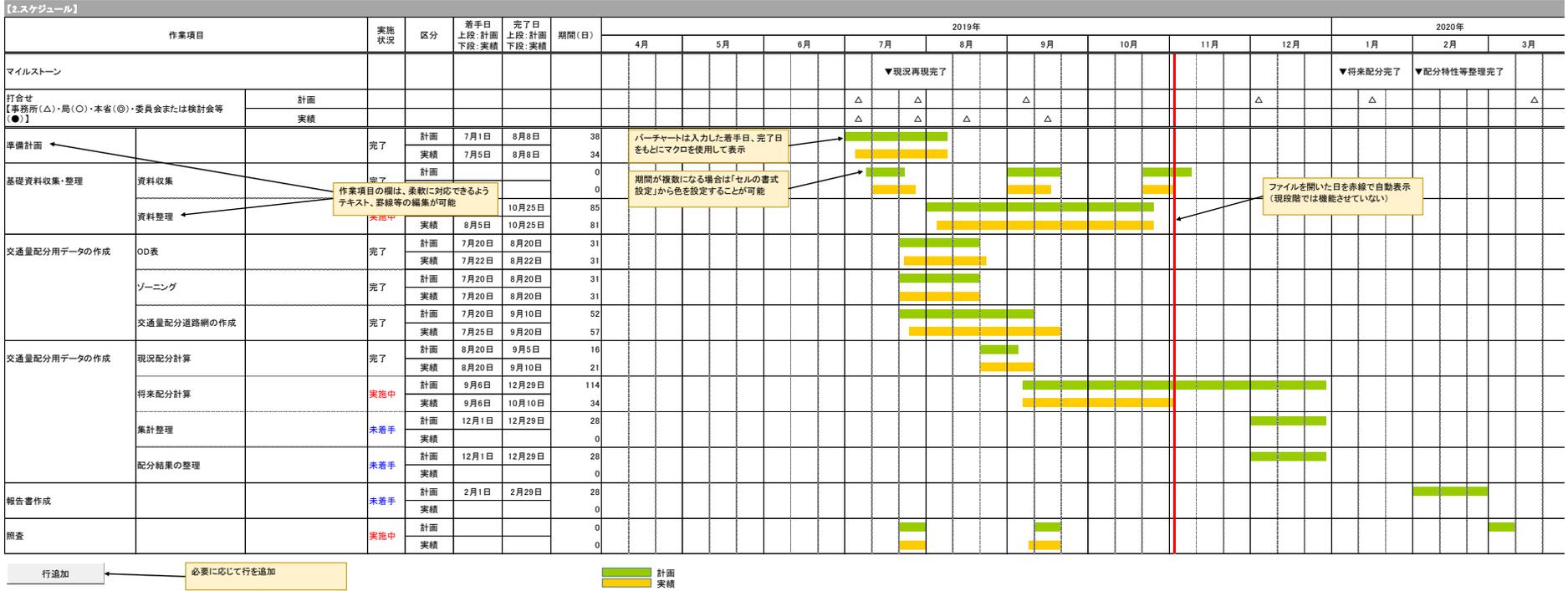
※ 平成31年度から新たに設定



- 検討業務(計画系業務)の生産性を高めるため、業務管理スケジュール表の適用について、今年度関係機関と連携し検討。
⇒平成31年度から全国で試行開始。

計画系業務スケジュール管理表

【1.概要】			
業務名	〇〇管内交通量検討業務	管理技術者	〇〇〇〇
受注者名	△△社	担当技術者(主)	△△△△
契約額	10,000,000 円 (消費税込み)	担当技術者(副)	□□□□
工期(自)	H31.7.1		
工期(至)	H32.3.15		



【3.作業事項及び対応状況等】

No.	作業事項	実施状況	作業担当		依頼日	着手日	期限	備考
			発注者	受注者				
1	着手時、経歴書、技術者等	完了	○	-	-	-	-	
2	業務計画書作成	完了	○	-	-	-	-	
3	交通量配分用データの作成	完了	○	8月20日	8月23日	9月10日		

発注方式の選定フロー

当該業務（土木コンサル・測量・地質調査）

1. 当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務**
 なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、**調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務**

① 当該業務の**実施方針と併せて、評価テーマ**に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務

② 当該業務の**実施方針のみ**で、品質向上を期待できる業務

3. 入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務

発注方式

- ① プロポーザル方式
 - ・実施方針＋評価テーマ
- ② 総合評価落札方式（標準型）
 - 価格点：技術点の割合
1：2～1：3
 - ・実施方針＋評価テーマ
 - ・評価テーマ2つ以上の場合は1：3
 - ・評価テーマ1つの場合は1：2
 - ※業務の難易度に応じて1：3も使用可
- ③ 総合評価落札方式（簡易型）
 - 価格点：技術点の割合
1：1※
 - ・実施方針のみ（評価テーマは求めない）
 - ※業務の難易度に応じて1：2も使用可
- ④ 価格競争方式
 - ・（選定段階で）資格、実績、成績

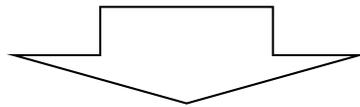
ヒアリング（配置予定技術者）

実施
原則実施
必要に応じて実施

※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

<業務の履行期限の平準化について>

- 目標設定にあたっては、対象業務の範囲(例:土木コンサル 検討業務)や履行期限についての見直し検討を行うとともに、業務の効率化を図るため、平成31年度より下記試行を予定。
 - ・ 検討業務（計画系業務）に業務管理スケジュール表を適用
(受発注者の共通認識を確立するため、マイルストーンを設定)
 - ・ プロポーザル方式、総合評価落札方式のヒアリングをWeb会議システムで実施
(Web会議システムの適用拡大。参加表明者(企業)の負担軽減)



<ご意見を伺いたい事項>

- 業務の効率化を図るための更なる取り組みを検討するにあたり、留意すべき点はあるか。